

財団法人 公益法人協会 第61回評議員会議事録

- 1 開催場所 如水会館「如水コンファレンスルーム」
- 2 開催日時 平成21年3月23日(月) 13時30分～15時40分
- 3 評議員現在数及び定足数
　　現在数 30名、定足数 20名
- 4 出席評議員数 25名　内訳　本人出席 13名
　　委任状出席 12名

　　(本人出席) 入山 映、上野 宏、吳 亨鎮、木原啓吉、國松秀樹、佐藤孝安、
　　菅谷良昭、関口和夫、成田千代治、原田洋一、溝渕泰男、宮崎幸雄、
　　矢内 顯

　　(委任状) 青木昭明、阿部栄一、和泉一巳、伊藤道雄、大貫正男、樋尾幸雄、
　　高橋陽子、野村 萬、本田真也、松原 明、恵小百合、山岡義典

　　(欠席) 岸本幸子、渋沢雅英、田中 清、田中弥生、中山 曙

　　(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事、土肥寿員常務
　　理事、宮川守久理事

　　(監事出席) 中田ちづ子

　　(オブザーバー) 坂口正信

　　(議案説明及び報告) 理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事
- 5 議案 第1号議案『議長選出』の件
　　第2号議案『議事録署名人選出』の件
　　第3号議案『諸規程の改定』の件(諮問)
　　第4号議案『平成21年度事業計画及び予算』の件(諮問)

報告事項
　　①諸規程の制定及び改定案について
　　②当協会の公益認定の経過及び移行後の当面のスケジュールについて
　　③移行に伴う評議員の異動について
　　④基本財産について(公法協の考え方)
- 6 会議の概要
(1) 定足数の確認等
　　冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の
　　議事進行及び議案資料について説明があった。
　　次に、太田理事長から、当協会が3月18日付で内閣府より公益認定を受けたこと、
　　4月1日に移行登記申請を行うことにより、特例財団法人としての評議員会は今回
　　が最後となる旨、報告があった。
- (2) 議案の審議状況及び議決結果
　　①第1号議案『議長選出』の件
　　理事長が寄附行為の規定に基づき、互選により本評議員会の議長を選任するよう

求めたところ、出席評議員全員一致で入山 映評議員を議長に選出した。

議長は本会議の成立を宣し、他議案の審議に移った。

②第2号議案『議事録署名人選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、宮崎幸雄、矢内 顯の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

③第3号議案『諸規程の改定』の件(諮問)

理事長より同議案について諮問する旨の発言があり、続いて金沢専務理事より、下記3規程の改定に関する本議案の内容説明があった。

- ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- ・事務局規程
- ・印章取扱規程

説明によると、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の改定は、規程中の常勤役員俸給表に記載されている常勤役員の月額報酬の刻み幅を、5万円から2万円に変更することによるもので、上限及び下限の金額に変更はない。また、「事務局規程」の改定は移行後の業務分担等事務局体制の変更によるもの、「印章取扱規程」の改定は移行に伴う印章の改廃及び条文の整備によるものである。改定後の規程の施行日は「事務局規程」が平成21年4月1日、それ以外の2つは移行による設立登記日となる。

本議案に関して、次のとおり質疑応答があった。

(質問) 公益認定ということも含めて、この3つの規程は必要なのか。

(金沢専務理事) まず、「役員及び…規程」自体は認定申請の際に必要となるが、今回の改定はそれと直接関係はない。「事務局規程」「印章取扱規程」は、もともと認定申請には関係なく、4月以降の事務処理上、改定が必要になった、という事情である。また、「役員及び…規程」「事務局規程」の2つは、新定款で規程に委任されている。

(太田理事長) 定款で委任されている規程についても、必ずしも認定申請の際に提出したわけではなく、大部分は後日整備することになっている。添付したのは、「役員及び…規程」と「会員に関する規程」の2つだけである。

(入山議長) 純粋に好奇心からの質問になるが、「役員及び…規程」における月額報酬の刻み幅の変更は、当局から指導があったのか。

(太田理事長) 指導、介入、要請など一切なく、単に当方の都合によるものである。以上のような質疑応答を経て審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

④第4号議案『平成21年度事業計画及び予算』の件(諮問)

理事長より同議案について諮問する旨の発言があり、続いて事業計画について理事長から、予算について金沢専務理事から内容説明があった。説明によると、平成21年度は公益認定による移行後初年度となり、いわば第二の創業期を迎えることになる。新しい定款に基づき、自律的で創造的な公益活動を推進、支援する。具体的

には、ⅰ)税制を含め新制度の正しい理解のための普及啓発活動に注力する、ⅱ)無料相談・セミナー等の充実により、現行公益法人の円滑な移行のための支援体制を強化する、ⅲ)専門家・実務家によるプロジェクトチームを立ち上げ、新制度の問題点に関する調査研究を行う。また、平成20年度収支は緊急性が高い事業の実施により大幅な赤字を想定しているが、21年度は支出超過の要素は特に見当たらず、収支拮抗した予算案となった。

本議案に関して、次のとおり質疑応答があった。

(入山議長) これだけ盛り沢山の事業を、何名で賄っているのか。

(太田理事長) フルタイムの職員が15名。概ね週2、3日勤務の相談員、顧問が8名。また、常勤又は世間の常識では常勤に当たるであろう役員が5名である。

(入山議長) それだけの人数でこなすのは、かなり大変だろうと思う。ぜひきちんととした待遇をされるよう、評議員会からもお願いしたい。

以上のような質疑応答を経て審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

(3) 報告事項等

次のとおり報告があった。

①諸規程の制定及び改定案について

鈴木専務理事及び金沢専務理事より、新年度の評議員会又は理事会に議案として提出する予定の次の内部規程案について事前の報告及び説明があり、了承された。

- ・理事会運営規則、理事の職務権限規程、委員会規程、寄附金等取扱規程（以上、理事会に付議予定）
- ・評議員会運営規則、役員等候補選出委員会規則（以上、評議員会に付議予定）

本件に関して、次のとおり質疑応答及び意見があった。

(入山議長) 「評議員会運営規則」に、役員等候補選出委員会が定員以上の候補者を記載した名簿を提出する旨の規定があるが、財団運営に関わってきた経験から言うと、理事とか評議員は、実際には法人側から本人に対して就任をお願いするものであり、当然馬でも名簿に掲載しない限り、非現実的ではないか。運営上、支障はないか。

(太田理事長) 新法では、役員は評議員会が選ぶのが建前。その建前を尊重し、評議員会の機能を損なわないよう文章化したものであるが、實際にはどうなるか予想がつかない部分はある。また、評議員会会长が自動的に役員等候補選出委員会の委員長を務め、残りの委員6名も全員評議員から選出するのであるから、評議員会で直接選任していただいてもかまわない、とも言えるかも知れないが、少人数でより実質的な議論をしていただいた方が良いということ。

(溝渕評議員) 候補者についてだが、「定員以上」という文言は省略してよいのか。

また、「参考として」はどうか。

(太田理事長) 「定員以上」は、省いて問題ないとは考えるが、一方、評議員会の権限を尊重する意味で、「参考として」というフレーズは入れてよいのではな

いか。

(入山議長) 評議員会に関する意見として。新法では、財団法人において評議員会の権限が強大である。本来は法定事項の決議しかできないはずだが、評議員会が実際に業務執行の細部に口を出し、結果、屋上屋を重ねた機関運営にならないよう、紙の防壁(規程)をつくる必要はないか。

②当協会の公益認定の経過及び移行後の当面のスケジュールについて

理事長より、当協会の公益認定申請から取得まで一連の事務手続の具体的な経過、また、移行登記申請から6月の定時評議員会による理事改選まで等のスケジュール及びその内容について説明があり、了承された。

③移行に伴う評議員の異動について

理事長より、当協会の移行に伴う役員等の異動について、改めて説明があった。説明によると、現評議員30名のうち4名（青木昭明、櫻尾幸雄、中山暁、本田真也の各氏）は移行登記をもって退任の際、最初の評議員に就任しない。他の26名及び桐原保法氏は、移行後最初の評議員に就任する。また、理事15名及び監事3名はいわゆる移行を跨ぐ形になり、異動は発生しない。なお、退任する評議員4氏のこれまでの厚意に対し、理事長より謝辞があった。

④基本財産について（公法協の考え方）

理事長より、基本財産に関する当協会の考え方として、設立時の寄附のみならず寄附者及び法人側が後に繰り入れた財産を基本財産としてきた長年の実態があることから、一般法人法172条2項の定義だけでなく、基本的には社団法人を含め法人の自主的判断により幅広く定款で定義することが可能であるはず等について報告した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時40分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は署名押印する。

平成21年3月23日

議長

議事録署名人

議事録署名人

入山 昭明

宮崎 幸雄

矢内 顯